

令和5年3月20日 提出

議会案第2号

八戸市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市議会議長 寺 地 則 行 様

提出者	八戸市議会議員	
〃	〃	工 藤 悠 平
〃	〃	吉 田 洸 龍
〃	〃	山之内 悠
〃	〃	中 村 益 則
〃	〃	高 橋 貴 之
〃	〃	岡 田 英
〃	〃	高 山 元 延
〃	〃	田 端 文 明
〃	〃	小屋敷 孝
〃	〃	壬 生 八十博
〃	〃	冷 水 保
〃	〃	山 名 文 世

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

八戸市議会委員会条例の一部を改正する条例

第1条 八戸市議会委員会条例（昭和34年八戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ア中「総合政策部」を「危機管理部、総合政策部」に改め、「まちづくり文化スポーツ部」を削り、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 消防に関する事項

第2条第2項第2号ア中「商工労働観光部」を「商工労働まちづくり部、観光文化スポーツ部」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 民生環境常任委員会 8人

福祉部、こども健康部及び市民環境部の所管に関する事項

(4) 建設企業常任委員会 8人

ア 建設部及び都市整備部の所管に関する事項

イ 市民病院の所管に関する事項

ウ 交通部の所管に関する事項

第2条 八戸市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号中「8人」を「7人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、次の一般選挙により選出される議員の任期が始まる日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の常任委員会において継続調査中の事件については、それぞれ改正後の八戸市議会委員会条例第2条第2項の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議された継続事件とみなす。

理 由

常任委員会の委員定数を削減するとともに、八戸市事務分掌条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管に係る規定の整理をするためのものである。